

岩手県消防防災無線電話回線管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県消防防災無線電話回線管理規程の一部を改正する訓令

岩手県消防防災無線電話回線管理規程（昭和45年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通信統制管理者) 第5条 [略] 2 統制管理者は、 <u>防災消防担当課長</u> をもって充てる。 3 [略]	(通信統制管理者) 第5条 [略] 2 統制管理者は、 <u>防災消防課長</u> をもって充てる。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。